

逐条解説

禁止する行為	解 説
<p>(1) 指定された場所以外でゴルフをする行為 (素振りを含む。)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「指定された場所」とは公園内の運動施設のうちゴルフ場など公園管理者が認めた施設をいう。 ・他の公園利用者に危害を及ぼすおそれがあるため禁止とする。 ・素振りについても、他の公園利用者が安全安心に利用出来ないおそれがあるため禁止とする。
<p>(2) 指定された場所以外で球技その他の目的で広い範囲を独占する行為</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「指定された場所」とは、野球場、サッカー場等、球技その他の目的で試合や練習をするために設置された、公園管理者が認めた施設や公園内の範囲をいう。 ・「球技その他の目的」とは、野球、ソフトボール等、ボールを使った競技のほか、ボール以外の用具を使った競技をいう。 ・「広い範囲を独占する行為」とは、一定範囲を利用することで、他の利用者が安全安心に利用できない範囲を独占する行為をいう。 ・ボール以外の用具としてはインディアカ、フライングディスク、スケートボードなどをいう。 ・子どもたちが数人、又は親子等で行う、軟式ボールやビニールボール等の柔らかいボールを使用するキャッチボール、サッカーボールでのパス回し等、柔らかいボールを使用した遊びについては、他の利用者等の迷惑にならず、譲り合いながら利用する限りは「自由利用の原則」の範囲内と判断する。
<p>(3) 指定された場所以外で金属又は木製バット及び硬式球を使用する行為 (素振りを含む。)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「指定された場所」とは、野球の試合や練習をするために設置された公園内の運動施設をいう。ただし、硬式球については、硬式野球場に限る。 ・硬いバットやボールを使用する行為は、他の公園利用者に危害を及ぼすおそれがあるため、一般の公園では禁止とする。 ・「素振り」についても、他の公園利用者が安全安心に利用出来ないおそれがあるため、一般の公園では禁止とする。 ・ビニールバットやゴムボールについては、利用者の迷惑や、危害を生じるおそれがあるため「自由利用の原則」の範囲内と判断する。

<p>(4) 動物の放し飼いを する行為又は汚物等を 放置する行為</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・他の公園利用者に危害を及ぼすおそれがあるため、公園内でリードを外すなどの行為は禁止とする。 ・同様の行為は、川崎市動物の愛護及び管理に関する条例第5条第1項第9号及び第2項第1号の規定により、公園等では禁止されている。 ・普段おとなしい動物でも多数の人がいるような場所では予期できない行動をとる可能性があることから、公園での動物の散歩や運動については、飼主が責任をもって動物をコントロールできるようリード等を使用すること。
<p>(5) 火薬類取締法施行 規則第1条の5第1号イ (炎、火の粉又は火花 を出すことを主とする 手持ち花火)以外のが ん具煙火を用いて花火 をする行為</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・火薬類取締法施行規則第1条の5第1号イ(炎、火の粉又は火花を出すことを主とする手持ち花火)に該当するがん具煙火は、川崎市都市公園条例第4条第1項第4号に規定する火気に含まない。ただし、がん具煙火のうち、爆竹やロケット花火等の爆発音を発する花火、火の粉が飛び出す花火、打ち上げ等の花火は火気と判断し、危害を及ぼすおそれがあることから禁止とする。 ・線香花火や手持ち花火は「自由利用の原則」の範囲内とする。ただし、公園利用者や近隣住民等からの苦情が出るなど、公園管理者が管理に支障となると判断した場合には禁止とする。 ・使用が可能な花火であっても、個別の公園によっては禁止している場合がある。
<p>(6) 指定された場所以 外で、キャンプや寝泊 りをする行為</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・他の公園利用者や近隣住民に不安を与えるおそれがあるため禁止とする。 ・「指定された場所」川崎市都市公園条例第3条の規定に基づく行為の制限に係る許可を得た場合の範囲をいう。 ・都市公園法施行令第5条第2項第1号に規定するキャンプ場又は同法施行令第5条第6項に規定する宿泊施設であっても「指定された場所」以外は禁止とする。
<p>(7) 危険物を持ち込む 行為</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・他の公園利用者及び近隣住民に危害を及ぼすおそれがあるため。 ・各種法令に違反するため。